

平成四年法律第九十号

労働時間等の設定の改善に関する特別措置法

目次

- 第一次 総則（第一条—第三条の二）
- 第二章 労働時間等設定改善指針等（第四条・第五条）
- 第三章 労働時間等の設定の改善の実施体制の整備等（第六条—第七条の二）
- 第四章 労働時間等設定改善実施計画（第八条—第十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における労働時間等の現状及び動向にかんがみ、労働時間等設定改善指針を策定するとともに、事業主等による労働時間等の設定の改善に向けた自主的な努力を促進するための特別の措置を講ずることにより、労働者がその有する能力を有効に發揮することができるようにして、もって労働者の健康で充実した生活の実現と国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

第二条

第一条の二 この法律において「労働時間等」とは、労働時間、休日及び年次有給休暇（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものをいう。以下同じ。）その他の休暇をいう。

第二条 事業主は、その雇用する労働者の労働時間等の設定の改善を図るため、業務の繁閑に応じた労働者の始業及び終業の時刻の設定、健康及び福祉を確保するために必要な終業から始業までの時間の設定、年次有給休暇を取得しやすい環境の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二条 事業主は、労働時間等の設定に当たっては、その雇用する労働者のうち、その心身の状況及び労働時間等に関する事情に照らして、健

講ずるよう努めるほか、その雇用する労働者のうち、その子の養育又は家族の介護を行う労働者、単身赴任者（転任に伴い生計を一にする配偶者との別居を常況とする労働者その他これに類する労働者をいう。）、自ら職業に関する教育訓練を受ける労働者その他の特に配慮が必要とする労働者について、その事情を考慮してこれを行う等その改善に努めなければならない。

事業主の団体は、その構成員である事業主の雇用する労働者の労働時間等の設定の改善に関する助言、協力その他の援助を行うよう努めなければならない。

事業主は、他の事業主との取引を行う場合において、著しく短い期限の設定及び発注の内容

の頻繁な変更を行わないこと、当該他の事業主の講ずる労働時間等の設定の改善に関する措置の円滑な実施を阻害することとなる取引条件を付けないこと等取引上必要な配慮をするように努めなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、労働時間等の設定の改善について、著しく短い期限の設定及び発注の内容の頻繁な変更を行わないこと、当該他の事業主の講ずる労働時間等の設定の改善に関する措置の円滑な実施を阻害することとなる取引条件を付けないこと等取引上必要な配慮をするように努めなければならない。

（労働時間等の設定の改善の実施体制の整備）

第四条 事業主は、事業主を代表する者及び当該事業主の雇用する労働者を代表する者を構成員とし、労働時間等の設定の改善を図るために措置その他労働時間等の設定の改善に関する事項を調査審議し、事業主に対し意見を述べることを目的とする全部の事業場を通じて一の又は事業場ごとの委員会を設置する等労働時間等の設定の改善を効果的に実施するために必要な体制を整備しなければならない。

（労働時間等設定改善委員会の決議に係る労働時間等設定改善指針の適用の特例）

第五条 厚生労働大臣は、労働時間等の設定の改善のため必要な取組の的確かつ円滑な実施のため必要があると認めるときは、関係団体に対し、労働時間等の設定の改善に関する事項について、必要な要請をることができる。

（要請）

第六条 事業主は、事業主を代表する者及び当該事業主の雇用する労働者を代表する者を構成員とし、労働時間等の設定の改善を図るために措置その他労働時間等の設定の改善に関する事項を調査審議し、事業主に対し意見を述べることを目的とする全部の事業場を通じて一の又は事業場ごとの委員会を設置する等労働時間等の設定の改善を効果的に実施するために必要な体制を整備しなければならない。

（労働時間等設定改善委員会の決議に係る労働時間等設定改善指針の適用の特例）

第七条 前条に規定する委員会のうち事業場ごとのものであつて次に掲げる要件に適合するもの（以下この条において「労働時間等設定改善委員会」という。）が設置されている場合において、労働時間等設定改善委員会でその委員の五分の四以上の多数による議決により労働基準法第三十二条の二第一項、第三十二条の三第一項（同条第二項及び第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第三十二条の四第一項及び第二項、第三十二条の五第一項、第三十四条第二項ただし書、第三十六条第一項、第二項及び第五項、第三十七条第三項、第三十八条の二第二項、第三十八条の三第一項並びに第三十九条第四項及び第六項の規定（これららの規定のうち、同法第三十二条の二第一項、第三十三条の三第一項、第三十二条の四第一項及び第二項並びに第三十六条第一項の規定にあつては労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下この条において「労働者派遣法」という。）第四十条の規定により読み替えて適用する場

定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

前二項の規定は、労働時間等設定改善指針の変更について準用する。

（要請）

第五条 厚生労働大臣は、労働時間等の設定の改善のため必要な取組の的確かつ円滑な実施のため必要があると認めるときは、関係団体に対し、労働時間等の設定の改善に関する事項について、必要な要請をることができる。

（要請）

第六条 事業主は、事業主を代表する者及び当該事業主の雇用する労働者を代表する者を構成員とし、労働時間等の設定の改善を図るために措置その他労働時間等の設定の改善に関する事項を調査審議し、事業主に対し意見を述べることを目的とする全部の事業場を通じて一の又は事業場ごとの委員会を設置する等労働時間等の設定の改善を効果的に実施するために必要な体制を整備しなければならない。

（労働時間等設定改善委員会の決議に係る労働時間等設定改善指針の適用の特例）

第七条 前条に規定する委員会のうち事業場ごとのものであつて次に掲げる要件に適合するもの（以下この条において「労働時間等設定改善委員会」という。）が設置されている場合において、労働時間等設定改善委員会でその委員の五分の四以上の多数による議決により労働基準法第三十二条の二第一項、第三十二条の三第一項（同条第二項及び第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第三十二条の四第一項及び第二項、第三十二条の五第一項、第三十四条第二項ただし書、第三十六条第一項、第二項及び第五項、第三十七条第三項、第三十八条の二第二項、第三十八条の三第一項並びに第三十九条第四項及び第六項の規定（これららの規定のうち、同法第三十二条の二第一項、第三十三条の三第一項、第三十二条の四第一項及び第二項並びに第三十六条第一項の規定にあつては労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下この条において「労働者派遣法」という。）第四十条の規定により読み替えて適用する場

合を、労働基準法第三十八条の二第二項及び三十八条の三第一項の規定にあっては労働者派遣法第四十四条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において「労働時間等設定改善委員会に係る事業場の使用者（労働基準法第十条に規定する使用者をいう。次条において同じ。）」については、労働基準法第三十二条の二第一項中「協定」とあるのは「協定（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第七条に規定する労働時間等設定改善委員会の決議（第三十二条の四第二項及び第三十六条第八項第一項において「決議」という。）」を含む。次項、次条第四項、第三十二条の四第四項、第三十二条の五第三項、第三十六条第八項及び第九項、第三十八条の二第三項並びに第三十八条の三第二項を除き、以下同じ。」と、同法第三十二条の四第二項中「同意」とあるのは「同意（決議を含む。）」と、同法第三十六条第八項中「代表する者」とあるのは「代表する者（決議をする委員を含む。次項において同じ。）」と、「当該協定」とあるのは「当該協定（当該決議を含む。）」として、労働時間に関する規定（同法第三十二条の四第三項並びに第三十六条第三項、第四項及び第六項から第十一項までの規定を含む。）及び同法第一百六条第一項の規定を適用する。」として、労働時間に関する規定（同法第三十二条の四第三項並びに第三十六条第三項、第四項及び第六項から第十一項までの規定を含む。）及び同法第一百六条第一項の規定を適用する。

（労働時間等設定改善企業委員会の決議に係る労働時間等設定改善指針の適用の特例）

第七条の二 事業主は、事業場ごとに、当該事業場における労働時間等の設定の改善に関する事項について、労働者の過半数で組織する労働組合（労働者過半数で組織する労働組合の過半数を代表する者との書面によ

る）及び厚生労働省令で定める要件（労働時間等設定改善企業委員会の決議により、議事録が作成され、かつ、保存されていること。）を定める。

三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める要件

（労働時間等設定改善企業委員会の決議に係る労働時間等設定改善指針の適用の特例）

第七条の二 事業主は、事業場ごとに、当該事業場における労働時間等の設定の改善に関する事項について、労働者の過半数で組織する労働組合（労働者過半数で組織する労働組合の過半数を代表する者との書面によ

る協定により、第六条に規定する委員会のうち全部の事業場を通じて一の委員会であつて次に掲げる要件に適合するもの（以下この条において「労働時間等設定改善企業委員会」という。）に調査審議させ、事業主に対して意見を述べさせることを定めた場合であつて、労働時間等設定改善企業委員会でその委員の五分の四以上の多数による議決により労働基準法第三十七条第三項並びに第三十九条第四項及び第六項に規定する事項について決議が行われたときは、当該協定に係る事業場の使用者については、同法第三十七条第三項中「協定」とあるのは、「協定（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第七条の二に規定する労働時間等設定改善企業委員会の決議を含む。第三十九条第四項及び第六項並びに第六条第一項において同じ。）」として、同項並びに同法第三十九条第四項及び第六項並びに第六条第一項の規定を適用する。

一 当該全部の事業場を通じて一の委員会の委員の半数については、当該事業主の雇用する労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、当該労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては当該労働者の過半数で組織する者推薦に基づき指名されていること。

二 当該全部の事業場を通じて一の委員会の議事について、厚生労働省令で定めるところにより、議事録が作成され、かつ、保存されていること。

三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める要件

第四章 労働時間等設定改善実施計画（労働時間等設定改善実施計画の承認）

第八条 同一の業種に属する二以上の事業主であつて、労働時間等の設定の改善の円滑な実施を図るため、労働時間等設定改善指針に即して、業務の繁雑に応じた営業時間の設定、休業日数の増加その他の労働時間等の設定の改善が見込まれる措置（以下「労働時間等設定改善促進措置」という。）を実施しようとするものは、共同して、実施しようとする労働時間等設定改善措置に関する計画（以下「労働時間等設定改善実施計画」という。）を作成し、これを厚生労働大臣及び当該業種に属する事業所に提出して、その労働時間等設定改善実施計画が適当である旨の承認を受けることができる。

一 厚生労働省令で定める要件

二 労働時間等設定改善実施計画の実施により達成しようとする目標

三 労働時間等設定改善促進措置の内容及びその実施時期

四 その他省令で定める事項

第九条 前条第一項の承認を受けた者（以下「承認事業主」という。）は、当該承認に係る労働時間等設定改善実施計画を変更しようとするとときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くものとする。

一 厚生労働大臣は、第三項の承認をするに当つては、同項第一号に規定する労働者の意見を聴くよう努めるものとする。

二 厚生労働大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くものとする。

三 厚生労働大臣は、第三項の承認をするに当つては、同項第一号に規定する労働者の意見を聴くよう努めるものとする。

四 労働時間等設定改善実施計画の変更等

第十一条 厚生労働大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣は、承認計画の的確な実施を確保するため、承認事業主に対し、必要な情報及び資料の提供、承認計画の実施に関する助言を行う者の派遣その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

第十二条 厚生労働大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣は、承認事業主による承認計画に定とども、公正取引委員会に対し、当該労働時間等設定改善実施計画に定める労働時間等設定改善促進措置に係る競争の状況に関する事項、当該労働時間等設定改善促進措置の実施が当該競争に及ぼす影響に関する事項その他の必要な事項について意見を述べるものとする。

一 公正取引委員会は、必要があると認めるときは、厚生労働大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣に対し、前項の規定による送付に係る労働時間等設定改善実施計画について意見を述べるものとする。

二 公正取引委員会は、第一項の規定による送付に係る労働時間等設定改善実施計画であつて厚生労働大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣が第八条第一項の承認をしたものに定めるところに従つてする行為につき当該承認後私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定に違反する事実があると思料するときは、その旨を厚生労働大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣に通知するものとする。

三 第十条第六項の規定は、前項の規定による承認計画の承認の取消しについて準用する。この場合において、第十条第六項中「第一項」とあわるのは、「第十条第一項」と読み替えるものとする。

四 厚生労働大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、公正取引委員会に対し、当該承認後の労働時間等の動向及び経済的事情の変化に即して第一項に規定する事項について意見を述べることができることとする。

五 厚生労働大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣は、第三項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る承認計画が前条第二項に規定する場合に該当することとなるときは、当該承認計画につき、同項に規定する措置をとるものとする。

六 厚生労働大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣は、前条第二項の規定により第一項の規定による送付に係る承認計画の承認を取り消したときは、公正取引委員会に対し、その旨示し、又はその承認を取り消さなければならぬい。

第十三条 第八条から前条までに規定する厚生労働大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

一 前項の規定により第八条に規定する厚生労働大臣の権限が都道府県労働局長に委任された場合には、同条第四項中「労働政策審議会」とあるのは、「都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会」とする。

二 都道府県が処理する事務等

三 第十四条 第八条から第十二条までに規定する当該業種に属する事業を所管する大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

四 第八条から第十二条までに規定する当該業種に属する事業を所管する大臣の権限は、政令で

定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成五年七月一日法律第七十九号) 抄

(施行期日) この法律は、平成六年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定(労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法第七条の改正規定を除く)及び附則第十四条の規定は、公布の日から施行する。
(労働時間短縮推進委員会の決議に係る労働基準法の適用に関する経過措置)

第五条 新労働基準法第三百三十一条第一項の規定が適用される間における同項に規定する事業に係る第二条の規定による改正後の労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法第七条の規定の適用については、同条中「第三十二条の四第一項、同法及び第二項、第三十二条の五第一項、第三十六条」とあるのは、「同法第三百三十二条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三十二条の四第一項、同法第三十二条第二項の規定により読み替えて適用する同法第三十二条の五第一項、同法第三十条」とする。

(政令への委任)
第七条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

第一条 (平成五年一月一二日法律第八号) 抄
(施行期日) この法律は、行政手続法(平成五年法律第八号)の施行の日から施行する。
(諒問等がされた不利益処分に関する経過措置)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八号)の施行の日から施行する。
(諒問等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諒問その他の求めがされた場合においては、当該諒問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかるわらず、なお從前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処分に係るものと除く)又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

附 則 (平成九年三月三一日法律第一七号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年六月一八日法律第九二号) 抄

(施行期日) この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年九月三〇日法律第一二号) 抄

(施行期日) この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日) この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

(国等の事務)

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののか、この法律の施行前に規定するもののか、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第六十一条において「国等の事務」という)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

第六十条 (処分、申請等に関する経過措置)
第六十一条 附則第一号各号に掲げる規定については、当該各号に定める日から施行する。

第六十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

(検討)

第六十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようとする

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

(検討)

第六十八条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、

国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税

財源の充実確保の方途について、経済情勢の推

移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて

必要な措置を講ずるものとする。

(検討)

第六十九条 政府は、地方公共団体が事務及び

事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、

国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税

財源の充実確保の方途について、経済情勢の推

移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)

は、平成十三年一月六日から施行する。ただ

し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

る日から施行する。

(不服申立てに関する経過措置)

第一百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日

前行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合に施行された聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処分に係るものと除く。)又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第一百六十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

(その他の経過措置)

第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

(その他の経過措置)

第一百六十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

(その他の経過措置)

第一百六十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

(その他の経過措置)

第一百六十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

(その他の経過措置)

第一百六十七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

(その他の経過措置)

第一百六十八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

(その他の経過措置)

第一百六十九条 この法律(第二条及び第三条を除く。)

は、平成十三年一月六日から施行する。ただ

し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

る日から施行する。

(不服申立てに関する経過措置)

第一百七十一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)

は、平成十三年一月六日から施行する。ただ

し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

る日から施行する。

(不服申立てに関する経過措置)

第一百七十二条 この法律(第二条及び第三条を除く。)

は、平成十三年一月六日から施行する。ただ

<p>、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十一 十四条第二項、第千三百二十六条第一項及び 第千三百四十四条の規定 公布の日</p> <p>附 則（平成一三年三月三一日法律第二 五号）</p> <p>この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十七条第一項及び第二項並びに第十九条の改定規定は、平成十三年四月一日から施行する。</p>
<p>附 則（平成一三年四月二五四日法律第三 五号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。</p>
<p>附 則（平成一五年七月四日法律第一〇 号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経ない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
<p>附 則（平成一七年一月二日法律第一 〇八号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>
<p>一 略</p> <p>二 第四条中労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法附則第二条を削り、同法附則第一条の見出し及び条名を削る改定規定並びに附則第十二条の規定 公布の日</p> <p>（労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部改正に伴う経過措置）</p>

<p>第六条 施行日前に第四条の規定による改定前の労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法（以下「旧時短促進法」という。）第七条に規定する労働時間短縮推進委員会での委員の五分の四以上の多数による議決による改定後の労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（以下「労働時間等設定改善法」という。）第七条第一項に規定する労働時間等設定改善委員会での委員の五分の四以上の多数による議決により同項に規定する労働時間に関する規定に規定する事項について規定する事項について行われた決議とみなす。第七条規定により承認を受けた労働時間短縮実施計画</p>
<p>附 則（平成一七年一月二日法律第一 〇八号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。</p>
<p>附 則（平成二〇年一二月一二日法律第 八九号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。</p>
<p>附 則（平成二四年四月六日法律第二 七号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>

<p>二 前項の規定による国への資産の承継に関し必要な事項は、政令で定める。</p>
<p>第九条 旧時短促進法第二十条の規定による報告で、施行日前に行われていないものについては、なお従前の例による。この場合において、同条の規定による報告は、厚生労働大臣に対しても行うものとする。</p>
<p>第十一条 労働時間短縮支援センターの施行日の前日を含む事業年度に係る事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の作成についての見出し及び条名を削る改定規定並びに附則第十二条の規定 公布の日</p> <p>（罰則の適用に関する経過措置）</p>
<p>第一条 この法律（附則第一号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、な</p>
<p>（衛生委員会等の決議に関する経過措置）</p>

<p>第十一条 第六条の規定による改定前の労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（以下この条例において「旧設定改善法」という。）第七条第二項の規定により労働時間等設定改善委員会とみなされた労働安全衛生法第十八条第一項に規定する決議については、平成三十四年三月三十日（平成三十一年三月二十一日を含む期間を定めているものであって、その期間が平成三十四年三月三十日を超えないものについては、その期間の末日）までの間は、なおその効力を有する。</p>
<p>第十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。</p>
<p>附 則（平成二四年四月六日法律第二 七号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この附則は、平成二四年四月六日から施行する。</p>
<p>附 則（平成二〇年一二月一二日法律第 八九号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この附則は、平成二〇年一二月一二日から施行する。</p>
<p>附 則（平成二四年四月六日法律第二 七号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成二四年四月六日から施行する。</p>

（旧時短促進法第九条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの）又はこの法律の施行の際に旧時短促進法第八条第一項若しくは第九条第一項の規定によりされている承認の申請は、それぞれ労働時間等設定改善法第八条第一項の規定により承認を受けた労働時間等設定改善実施計画又は同項若しくは労働時間等設定改善法第九条第一項の規定によりされている承認の申請とみなす。

第八条 旧時短促進法第十四条第二項に規定する労働時間短縮支援センター（以下「労働時間短縮支援センター」という。）がこの法律の施行の際現に有する権利及び義務のうち、旧時短促進法第十七条第一項に規定する業務の遂行に伴い労働時間短縮支援センターに属するに至つたもの（資産にあつては、政令で定めるものに限る。）は、この法律の施行の時において国が承継する。

前項の規定による国への資産の承継に関し必要な事項は、政令で定める。

第三条の規定並びに附則第七条第二項、第八条第二項、第十四条及び第五十五条の規定、附則第十八条中社会保険労務士法（昭和四十年法律第八十九号）別表第一第十八号の改正規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第二十八条及び第三十八条第三項の改正規定、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第二項の改正規定、附則第二十七条の規定、附則第二十八条中厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第四条第一項第五十二号の改正規定及び同法第九条第一項第四号の改正規定（「平成十年法律第四十六号」）の下に「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」を加える部分に限る。）並びに附則第三十条の規定

（政令への委任）

第三十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（政令への委任）

政府は、前二項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の規定について、労働者と使用者の協議の促進等を通じて、仕事と生活の調和、労働条件の改善、雇用形態又は就業形態の異なる労働者の間の均衡のとれた待遇の確保その他の労働者の職業生活の充実を図る観点から、改正後の各法律の施行の状況等を勘査しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の各法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の規定について、労働者と使用者の協議の促進等を通じて、仕事と生活の調和、労働条件の改善、雇用形態又は就業形態の異なる労働者の間の均衡のとれた待遇の確保その他の労働者の職業生活の充実を図る観点から、改正後の各法律の施行の状況等を勘査しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

政府は、前二項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の規定について、労働者と使用者の協議の促進等を通じて、仕事と生活の調和、労働条件の改善、雇用形態又は就業形態の異なる労働者の間の均衡のとれた待遇の確保その他の労働者の職業生活の充実を図る観点から、改正後の各法律の施行の状況等を勘査しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。